

# 中央職業能力開発協会 契約に関する基準

## 会 計 規 程

昭和 54 年 7 月 1 日規程第 11 号

改正：平成 22 年 12 月 21 日規程第 22 号  
より抜粋

### 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** この規程は、中央職業能力開発協会（以下「協会」という。）の財務及び会計に関する基準を確立し、もつて財政状態及び経営成績を明らかにし、あわせて協会業務の適用かつ能率的運営に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

**第 2 条** 協会の財務及び会計に関しては、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）その他協会の財務及び会計に関して適用又は準用される法令並びに協会の定款その他の規程に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

### 第 5 章 契約

(契約方式等)

**第 27 条** 契約担当役は、売買、賃貸、請負その他の契約を締結する場合は、第 28 条及び第 29 条に規定する場合を除き、公告して申込をさせることにより競争に付さなければならない。

- 2 前項及び次条による競争に加わろうとする者に必要な資格は、別に定める。
- 3 第 1 項の公告は、その入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日前にしなければならない。ただし、急を要する場合においては、5 日まで短縮することができる。
- 4 前項の公告には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 競争に付す事項
  - (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (3) 契約条項を示す場所
  - (4) 競争執行の場所及び日時
  - (5) 入札保証金に関する事項
- 5 契約担当役は、あらかじめ、競争入札に付する事項の予定価格を定めなければならない。

(指名競争)

**第 28 条** 契約担当役は、契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で、一般競争に付する必要がない場合及び一般競争に付することが不利と認められる場合においては、指名競争に付するものとする。

2 契約担当役は、前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合においては、指名競争に付することができる。

(1) 予定価格が 500 万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

(2) 予定価格が 300 万円を超えない加工、修理又は物品の購入をするとき。

(3) 前 2 号以外の場合の契約でその予定価格が 200 万円を超えないとき。

3 契約担当役は、指名競争に付するときは、あらかじめ契約しようとする事項の予定価格を定め、なるべく 5 人以上の入札者を指名するものとする。

(随意契約)

**第 29 条** 契約担当役は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、随意契約によるものとする。

2 契約担当役は、前項に定める場合のほか、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

(1) 協会の行為を秘密にする必要があるとき。

(2) 予定価格が 250 万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

(3) 予定価格が 160 万円を超えない加工、若しくは修理をさせ、又は物件の購入をするとき。

(4) 前 2 号以外の場合の契約で予定価格が 100 万円を超えないとき。

(5) 運送又は保管をさせるとき。

(6) 国、地方公共団体、公庫、その他の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人との間で契約をするとき。

(7) 現に契約履行中の工事、製造、加工若しくは修理又は物件の購入と直接関連する契約をする場合においては、現に履行中の者以外の者をして履行させることが不利であるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、理事長が業務遂行上の特別の必要に基づき、特に指定した契約をするとき。

3 競争に付しても入札者がいないとき、若しくは再度の入札に付しても落札者がいないとき、又は落札者が契約を結ばないときは、予定価格の範囲内において随意契約によることができる。

4 随意契約による場合は、あらかじめ契約をしようとする事項の予定価格を定め、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(契約書の作成)

**第 30 条** 契約担当役は、競争によって落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成しなければならない。ただし、指名競争契約又は随意契約で契約金額が 150 万円を超えないものについては、これを省略することができる。

2 前項の契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

(1) 契約履行の場所

(2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法

- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、延滞金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) 瑕疵担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項  
(契約保証金)

**第 31 条** 契約担当役は、協会と契約を締結する者をして、現金又は国債をもつて、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

(代金の完納時期)

**第 32 条** 財産の売払代金（交換差金を含む。）は、当該財産の引渡のとき又は移転の登記若しくは登録のときまでに完納させなければならない。

(監督及び検査)

**第 33 条** 契約担当役は、工事又は製造その他の請負契約若しくは物件の買入れその他の契約について、自ら又は補助者に命じて契約の適切な履行を確保するための必要な監督をし、また、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。